

第18号 昭和52年1月1日

発行所 横浜市神奈川区沢渡4の2

神奈川県社会福祉協議会保育分科会

編集発行人 安部龍嚴

題字 故 内山岩太郎筆

児童憲章制定

二十五周年を迎えて

神奈川県知事

長洲一三

児童憲章は、児童の幸福をはかるための国民の約束であります。

私は、この憲章を制定して二十五年を迎えたことを誇りに思うとともに、この機会にあらためて一人一人がこの憲章を行動の指針とし、児童福祉の向上に努めてゆかなければならぬと考へます。

近年、児童をとりまく生活環境の変化は著しいものがあり、新たなニードが次々と生みだされています。なかでも、働く婦人の増加により、保育に欠ける児童の福祉をはかることが大きな課題となつております。もちろんこうした

保育需要に対応して、保育所の整備

拡充と保育内容の充実強化に一層努力しなければならないことは今

さら申し上げるまでもありませんが、ただ保育所をつくればそれでことたりるということではないと考へます。

横浜市は、子供達が健やかに逞し

横浜市長

飛鳥田一雄

児童憲章の前文に「児童は人として尊ばれる」とありますが、これは、児童福祉の基本理念を具体的に現わしている言葉であります。

私は、児童の健全な人格形成という究極の目標を達成するためには、家庭と保育所の役割をあらためて考え直した上で、子どもたち自身の福祉を基本とし、社会の要請との調和を考えながら、総合的な保育事業を推進していくなければならないと考えます。けつして大人にとって都合のよい児童福祉であつてはならないと思います。

未来を創造してゆく子どもたちの現在だけでなく将来を、すなわち子どもたちが大きな可能性を秘め、のびのびと、すこやかに成長してゆけるような環境づくりこそ児童憲章の理念であり、また、私たち大人的責任であると存じます。

児童憲章制定以来、すでに四半世紀を経たわけですが、この長い歳月の間、人々の意識の変化や社会の変革にもかかわらず、児童の存在を尊ぶ国民的的理念は、厳として生きづづけ、その意義の深さを改めて認識するものです。

私は、この児童憲章の理念を生きた現実の社会に具現させるため、教育や児童福祉など、あらゆる行政の分野で力を尽くしてまいりました。

多様化する価値観、激動する社会の中でもとすれば見失われがちな児童の基本的権利を、私達行政当事者は、一步もひかずに守り抜かなければなりませんが、特に児童憲章と関わりの深い児童福祉の分野の中でも保育所の問題については、これまで多くの関係者の方々のご協力により、その充実と発展をみてまいりました。

児童憲章制定二十五周年という記念すべき年にあたり、私達は、多くの方々と力を合わせ、どのような困難にもくじけることなく、この憲章の精神に基づき、より一層の児童福祉増進のため進んでいきたいと決意を新たにするものであります。

川崎市長

伊藤三郎

児童憲章制定以来、すでに四半世紀を経たわけですが、この長い歳月の間、人々の意識の変化や社会の変革にもかかわらず、児童の存在を尊ぶ国民的的理念は、厳として生きづづけ、その意義の深さを改めて認識するものです。私は、この児童憲章の理念を生きた現実の社会に具現させるため、教育や児童福祉など、あらゆる行政の分野で力を尽くしてまいりました。

多様化する価値観、激動する社会の中でもとすれば見失われがちな児童の基本的権利を、私達行政当事者は、一步もひかずに守り抜かなければなりませんが、特に児童憲章と関わりの深い児童福祉の分野の中でも保育所の問題については、これまで多くの関係者の方々のご協力により、その充実と発展をみてまいりました。

児童憲章制定二十五周年という記念すべき年にあたり、私達は、多くの方々と力を合わせ、どのような困難にもくじけることなく、この憲章の精神に基づき、より一層の児童福祉増進のため進んでいきたいと決意を新たにするものであります。

児童憲章制定二十五周年 に際し保育所の願い

安 部 龍 嚴

昭和52年1月1日

昭和二十六年五月五日、戦後の荒廃とした世相の中で、新生日本として、すべての児童の幸福をかる為に、児童憲章が制定されました。当時、全国四、五〇〇ヶ所（入所児童二十七万人）であった保育所も、今では一八、二〇〇ヶ所（入所児童一六〇万人）又神奈川県所管の保育所設置状況を見て、昭和四十二年四月一日現在一四ヶ所（入所児童一、七三八人）本年四月一日現在二七〇ヶ所（入所児童二五、七三四人）と数え、飛躍的な発展を示していますが、なお地域では、保育所の不足が訴えられ、又保育所の運営、保育内容の実態を見る時、抜本的な改善が強く望まれています。国と地域社会と保育所の誓いでもある児童憲章は、日本憲法の精神に基づいて、①児童は人として尊ばれる。②児童は社会の一員として重んぜられる。③児童はよい環境で育てられる。ことを宣言しました。ことに「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術

をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに変る環境があたえられる」と宣言されています。児童憲章制定以来二十五年間において児童憲章の具体化は、保育の分野において、どのように築き上げられ、又、どのような不十分さを残しているのでしょうか。

昭和二十二年に、児童福祉法が制定され、保育事業が近代化された社会福祉事業として日本の社会に登場して以来、四分の一世紀が過ぎ、其の間における社会情勢の変動は著しい中から人間優先、生活優先の施策の重要性が叫ばれ、なにかでも次代の日本にならう児童福祉は最も重視されておりますが、強く国及び地方自治体の深い理解をもとめつつ、保育予算の上昇と新規計上を頼むねはなりません。

又この反面自ら保育の原点を再確認し、児童憲章の精神を充分認識し、保育の万全を期して国民的合意を得て参りたいと思います。

(神奈川県保育会会長)



員の専門職化と職員待遇の確立。

③措置費の改善。④保育料の保護者負担の軽減等の多くの問題点の解決に努力することによって、二十一世紀にならう子供を育てる為の保育所の役割をはたすことができるのであって、このことが児童憲章の具現化が実ることになることだと思います。しかし乍、我が国の経済は厳しい不況の風にあえぎ、インフレ物価高がすでに固定化し、この為に税収の落ち込みが甚しい財政事情を理由に、保育関係予算の削減が一部なされつあります。私共保育関係者が團結を強固にして、求めるものはもとめ、削減の無いよう、むしろ改善の為の新規要求を認め、二十一世紀を託する子供達に豊かな環境で、よりよい保育を行なえるように、私共は強く国及び地方自治体の深い理解をもとめつつ、保育予算の上昇と新規計上を頼むねはなりません。

保育園と いう名の歩み

大正十五年に出了た「幼稚園令」は、普及のための予算措置が伴なわなかったために成果をあげるに至らなかつたのが悔まれる。

幼稚園は公立から民間雑志家

明治四年横浜に開設された幼稚園は混血児対策をとの地域二つに分れていたので、これが我が國保育園のはじめである。永続きせず消えてしまったのが残念だ。

最初の公立幼稚園は、明治九年東京女子師範学校に附属幼稚園が設置された。しかしながら、この間におけられたのに対し、元化の望みは完全に絶たれた。

幼稚園が法律に支えられたのに対して、保育所は、法の境外にあつたため常に日陰に置かれ、宗教関係の篤志家や社会事業家の手に委ねられた。明治二十三年新潟で始った托児所は貧弱救済むしろ家庭保育に欠ける子の保育にあつたが、福祉面の要求が強く幼稚園と切りはなされて歩まさるを得なかつた。

因みに、保育園という名は、鎌倉保育園（孤児院）佐竹音次郎氏案によるものである。

（神奈川県保育会会長）

（鎌倉市幼稚教育審議会資料より）

①最低基準の改定（保母定数の改善、施設設備、教具に関する基準の改訂。主任保母制の確立。事務職員の配置。調理員の増員。）②職

兒童憲章制定二十五年特集

保育所の未来を考える

座谈会

皆様お忙しいところをお出いだ
だきありがとうございました。い
ろいろ保育所の将来について参考
になるお話、それから是非私達が
やらなければならないことなど、
話し合いをしていただきたいと思いま
す。まず池上先生いかがでしょ。
池上 個人の意見として申し上げ
ますと、あくまでも、建前として
は子供の本当の福祉が優先して考
えられるべきで、今置かれている
制度そのものが、非常に何か、働
く母親と子供の関係に重点が置か
れている傾向が非常に強い。もつ
てていう層で考える必要があるんじ
うテーマで講座会を行います。
因み、「保育所の未来を考える」と
いうテーマで講座会を行います。

やあないかと思います。
又、地域と保育所の関係付けられたなかで、
そういうものを考える必要
ではないかと思います。
司会 同じような事を、
場からお願いします。
大久保 そうですね。幼児教育の関連を、
関連も幼児教育の関連を、
ようけれども、保育所は、
ける児童を保育するとい
大前提ですから、表現が、
むづかしいと思います。
考えなくてはならないの
けれども、その域を出る
が、現時点では多少拡大
つかしいのではないで、

が密接の勧告等もある。年令児、こといて、家庭での違いをどう題があるだろ司会 ありが 次に理想的な上において、て隘路となつ保育が前進すぬ点などにつと、未来像との中であ、幼ができるのが

ということは、行政管理庁なんかの勧告等もありますから。それからもう一つ、私自身その、高年令児に関連する面での問題点と低年令児、ことに零歳児のそれについて、家庭での保育と施設保育との違いをどう調和させるのかの問題があるだろうと思います。

それですか
富馬会司会
富馬野金の出
つきりが勤め
へ行けば高い
園長が所から
です。して同
供が、うにし

措置費の五割を、混合で一緒にでもしてやりたい」とか、幼稚園とか本当にそういうところにいる貧乏な地域の同様の方は採りに施設などを設けようとする。そういうふうに思ふ。

面だけ別々です。ねえ、でも、も難しくなく、と思います。母の人の子は保育園の方がレパートを信じて、いる幼児、「うちは保育園で一緒に遊べる」と言いません」と思ひます。

。 よ子くんう育稚ル所親すおが。 ム

下の方とは、年令ではないんであります。そういふことになります。さういふことになります。そこで、幼稚園保育するこ

、特に三井、すけれども、ハツキリ
ない、と思う。ですね。保
違ひは年、金、すけれど、
、進歩的な
の上の方へ、
ヨイントで
て施設的に
数を増や
、どんど
て、下の方へ
ますと、利
ばですね。
とが一番自
つてしまい

本來、親戚の間で切る必
要はないのです。上の方
の幅にあれば、その辺の
ところを考えておきなさい。
は、先生のところには、一人
でいいと思つておられるが、
私は、一人でも多くお見
てくれると思っておられます。
長いんだと、この問題はど
うも、お困りになつたので
あります。とくに

す言が者とてとあいおこる権とと要

池上牛三（横浜女子短大教授）
大久保 稔（県保育係長）
鈴木栄一（新日本保育園）
鈴木萬吏（塚原保育園）

横山タマ子(金目保育園)
富米野知子(宮城野保育園)
露木盛枝(清水保育園)
安部龍嚴(みどりの家児園)

事をしながら「一つの國の中では、保育に欠ける子も保育に欠けない子も一緒に保育出来たらなあ」、いつも思うんです。

と幅が違うと思います。
富米野 今、幼稚園のことでお話
したので、零歳児の問題は、違う
と思いますね。
大久保 一寸今、気がついたので

かと思ひます。母親が勤いでいるから保育所で預つて貰うとか、共稼ぎでないから幼稚園に行くとか、又幼稚園に行って教育的な、学校にあがる準備の児童教育をして貰うんだとかいうことが一般に言はれていましたが。本来保育園の子も幼稚園の子も同じなんです。私は保係長の言われた、ようするに今上のの方の子の問題ですね。それは全く同感なんです。幼稚園に入れないところの子どももありますしね。それは、今、先生は、地域だと幼保一緒だと全く同じ年令だとおっしゃつたけれど、年令はずつ

れば、私達のやっている仕事は、必要悪なんです。存在意義はないんです。しかし、それを承知でやる以上は親代りとして一生懸命保育に当らねばなりません。この保育とは、私は未熟な母親のための手助けだと思います。そういう意義があるのでという事を先ず、毎日感じとるような保育をする必要がありますね。

いうことから考へると、零歳からずっとと保育所へ行きますね。それが、小学校に上ったとたん、そこで普ツツリと福祉の糸が切れちゃうわけです。福祉から手離され子供はどうなるのでしょうか。せめて、小学校低学年位までは、何とかの形で組み入れていくという風にしたらどうかなあと思います。
司会 保幼の一元化がなされればそういう問題にも手が延びて行くんだと思うんですね。たとえば、学童保育のような問題にもね。
横山 保育所によつては、学童保育をやつてゐるところもあるんでですよ。うちあたりでも、「二期併らいまで」とか、「学校に馴れるまで続けてもらえますか」などと云われるので、そんな場合は見ていてます。

すね。零才児というのは、たしかに自分の手で育てたいと誰もが願っていることではないでしょうか。それが、一番大事じゃないかと思ひます。零才児で、母親がしっかりとおさえ、お乳をあげられたら、もうそれで、今度保育所に入つても、安心して預けられます。零才児は、あんじやあないかと思います。児の保育は、出来るだけ、母親ができるような行政を、考えて頂けたら幸せです。

司会 その件で、池上先生私見で
池上 私自身子供を保育所にあづけて学校に通つていましたので、自分自身で、自分の子を育てていないんです。今現在、孫の状態を見て、私も、せめて三才までは、親が育てた方が良いのだと思ひます。私の娘は教師の仕事をもつて育児をとりました。孫にとってそれは大変良かったと思います。それが本来のあるべき姿ではないでしょうか。

露木 それについて、行政の方で、それに応じた何か方法を考えて頂ければいいんでしよう。

池上 児童手当とか、育児期間中の保障ですね。

保先生どうぞ。
大久保 教員等について、はつきり制定されましたが、出産後一年間は現職のまま、無給ですけれど身分を保障されました。基本的にお母さんが家に居て、一年間、零才児のうちは家庭で育てるのが望ましい。と、国は考へているのだと思います。

鈴木(栄) 零才を含めた、私ども保育所の窓口に来る、若いお父さん・お母さんが、既に育児に対する使命感がない。そういう状態だから、保育園に措置されても、保育に欠ける状態がなかなか改善されにくい。現実には乳児の方が保育に欠ける条件が非常に悪い。

横山 それに関連した事ですが、産休が明けて、自分は勤めたいが子供をみてくれる人はどこにも居ない。知り合いもない親戚もないといった場合に、どうしても預るのは、保育所だけです。何とかしてくださいと泣きつかれることもあります。理想としては一年位は親のもとで育てるのがよいとは思いますが、そういうケースの場合、「産休明けは駄目です」と断るのを考えものだと思います。

司会 産休明けから乳児を預つた場合、乳児は、五時迄預つて欲しくといふ要望が強い。零才児は、はここ、五時迄預つてこい、

木(鈴) 乳児の場合、保育時間より、親の考え方に関すると思ひます。母親なり、父親なりの保育に欠ける方を重視というか、又半々に考えるかで、保育所も非常に考え方方が変ります。親が、子供より自分自身とか、家庭を主体にしている人が多いんです。保育所は、児童福祉の基盤に立つて運営されているんですから、子供を中心と考えたいんです。保育園も、乳児保育が出来る施設を完備することによって、長時間保育も可能にならてくると思うんです。しかし、乳児の入所家庭には、深刻な問題が多い気がきます。これは、だんだんと壁に突き当つてしまふと思うんです。あらゆる問題を、保育所の現場だけで解決しようとすることに無理があるわけです。

談とか、母親教育みたいなものの相談窓口にもなれたらよいと思ひます。

鈴木(萬) そこまで行くべきだと思ひます。私は、自分のところの職員には、「母親の教育もせにやならんので、だから君達、勉強するには当り前のことだ」と話しています。

司会 次に保育時間について伺います。一体等児童たちは、保育所に一日何時間預け入れられることが理想なのでしょうか。

横山 保育所の役割から考えますと、八時から四時迄、八時間が理想ですが、子どもの緊張時間とか、疲労とかを考えた時、五時迄では可愛想です。

司会 八時間ですね。その点について反論ありませんか。

富永野 八時間は理想ですが、子どもが親から離れていられる時間はもう少し短いんじやないかと思います。私の考えでは、最高六時間位だと思いますね。

鈴木(栄) やはり、児童の側だけから見れば、八時間は長い気します。これも、対象児の年令によりますが、大体幼児と言いますと、寝る時間を引くと、起きている時間は、十二時間位ですが、それから保育園に居る八時間位を引くと、母親が家庭でのスキンシップ

に必要な時間がないんですよ。六時間位が良いでしょ。

鈴木 私も六時間が望ましいと思ひます。いくら保育所が良い保育をして家庭に居る時間が大切です。

池上 最低基準でいう一日八時間とは、保育所を八時間開いておき、個々の時間帯の違う保育の必要をそれを標準として保育するという考え方でよいのではないですか。

安部 八時間開いて、その間保育することで、只一日八時間開いて置けばいいんじやあ無責任である。何時から何時までとも決つていな

横山 保育所は一日最低八時間開いて置けばよいんで、地域の実情によつて伸縮できる。伸ばすことが出来れば縮めることも出来るものです。

鈴木(萬) 保育所は一日最低八時間開いて置けばよいんで、地域の実情によつて伸縮できる。伸ばすことが出来れば縮めることも出来るものです。

池上 一日八時間と決めた根拠はどこにあるのでしょうか。労働基準法に基づいたものですか。

安部 労働基準法もあるが、先程からの話しのように、児童の体力の問題というか、児童を保育所に置く時間ということで、八時間は理想的なものだと思う。保育所の八時間は保育に欠けるという家庭の立場から決めたんじやないかと思う。逆に考えて、夜の遅い商売の人、夕方遅くなるような人は、

十一時頃から何時迄というように必要に応じた時間帯で八時間の間にやればよい。

司会 次に、現在盛んに研究されている身分法の問題に入つて行きたいと思います。現在保育士法第三次法案が出て、煮詰めの段階に入つてゐるようですが、現場での

反響を簡単に願います。

横山 何故今、身分法の問題が出たか、何故、保母資格があるのに、又特殊な資格を取らねばならないのかで、保母は関心を持っている。

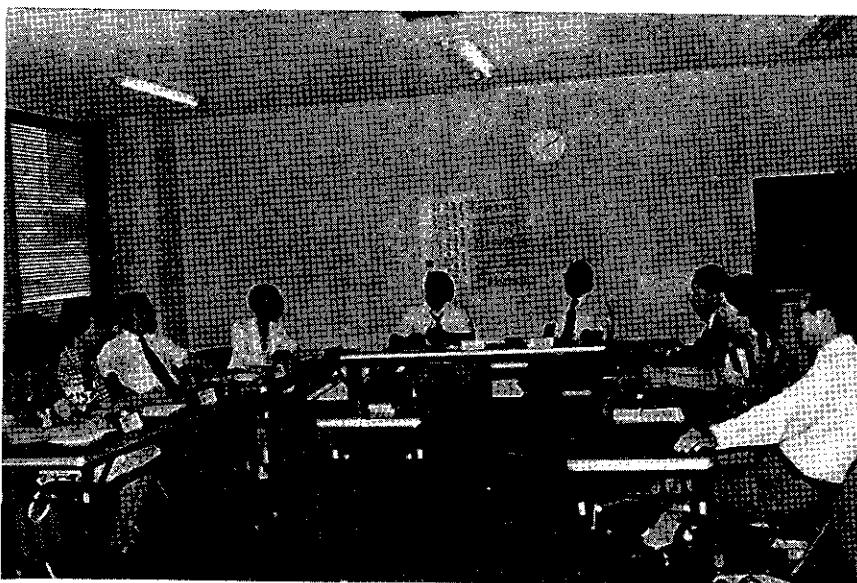
又、移行措置のこと、つまり、保育士の免許に切り換える方法について問題になつてゐる。

横山 それは、研究委員と地区への伝達がうまくいくつていなかつてす。全社協からの資料も少く、増刷も経費の面でむつかしく、今まで研究委員と地区的代表者位にしか渡つていないので、第三次議案を全員に配布するようにしていました。

安部 最初から十年たつていて、判らないのは、保母自身関心を持とうとしないからだ。

司会 もう一つの大きな資格の問題として、無資格園長に、資格を取らせることで、管理士法を含めて話しを進めます。

鈴木(萬) 今まで法律化していなのは、おかしい。これには、身分保障と財政的裏付けも考えて貰わないと、義務だけでは困る。それが根本です。保育士法について、少し厳しすぎる感じがします。管理士法案については、社会福祉社主事が、最低資格と考えているようだが、具体的な資格がある方が望ましい。が、実現困難と



▲座談会スナップ

思います。

司会 この件について養成校の立場から池上先生どうぞ。

池上 保育士法の中身については、

よく検討しなければならない点が多い。横山先生のお話しのように、保母資格を持ったものが、更に試験を受けることについて、非常に抵抗があるということです。それから、今、置かれている二年間の養成課程は、現在の多様化した保育ニードに到底応じきれない。期間を三年とする話も出ているが、只期間を延ばせばよいのでなく、教科、実習等についてよく検討されなければならないと思いま

す。

司会 これが実施される段階になると、当然、実施するのは、地方自治体の担当部署になると思うので、行政の立場で、話しくいて、ようが、大久保先生どうぞ。

大久保 行政サイドでは、まだ具体的に、どうこう何もありません。只、それ以前の問題で、現在約二割の無資格者が居るので、その解決の方が先決です。しかし、保母資格が、今まで良いというふとではありません。

それからついでに申しあげます。県内に養成校も増えて、その中で、保育園や収容施設に就職する数は、分増えて来ましたが、数の上

ではまだまだで、保育園や収容施

設の仕事に魅力があれば、もっと行くんじやないかと思います。

司会 県内の養成校の卒業生が、

全部県内の保育園を志望するような、理想的・魅力的保育というものが有り得るのでしようか。

司会 最低基準が高れば、学生は

富米野 養成校卒は、幼稚園と保育園のどちらに就職しようかで、

先ず労働条件を考えます。幼稚園は、四時間だから楽だという考え方です。実習に来た学生に「決まりましたか」と聞くと、「まだ決っていないが、幼稚園を希望し、幼稚園に就職出来なければ、保育園に行きます。」という答えが殆んどでした。その理由は、保育園は長時間保育で大変だというのです。

池上 実習で、両方やってみて、幼稚園の短時間保育では、飽き足りないと、どうしても保育園に行ってしまうが、大久保先生どうぞ。

大久保 行政サイドでは、まだ具

体的に、どうこう何もありません。

池上 実習で、両方やってみて、幼稚園の短時間保育では、飽き足

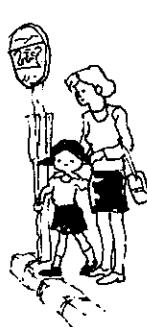
りないと、どうしても保育園に行

ります。実習に来た学生に「決まりましたか」と聞くと、「まだ決っていないが、幼稚園を希望し、幼稚園に就職出来なければ、保育園に行きます。」という答えが殆んどでした。その理由は、保育園は長時間保育で大変だというのです。

池上 実習で、両方やってみて、幼稚園の短時間保育では、飽き足

りないと、どうしても保育園に行

ります。実習に来た学生に「決まりましたか」と聞くと、「まだ決まっていませんが、幼稚園を希望し、幼稚園に就職出来なければ、保育園に行きます。」という答えが殆んどでした。その理由は、保育園は長時間保育で大変だというのです。



富米野 もう少し最低基準がどう

にかなれば、例えば、受持ち人数

を一番に改訂してもらえば、どう

にかかると思います。

司会 受持ち人数が少いことは、

すごく魅力だと思います。

横山 複数保育という形もありますね。

富米野 結局、保母の増員ですね。

富米野 複数保育という形もありますね。

富米野 結局、保母の増員ですね。

望すると、保育所側がいやがる。

池上 安部先生がおっしゃるようになりますと、限ら

に最終的には、人間問題ですが、

若い娘に対する親の考え方、社会

一般的、保育所に対する認識に、

左辺されることが多いのです。

横山 時差勤務も問題だと思いま

す。運番や早番があつて勤務時間が一定していない。これは、幼稚園の勤務条件では、考えられないことです。それに長時間保育がかわると、どうしても、時間的余裕のある幼稚園へ行くんですね。

横山 一般的、保育所の模範となるような活動をしたいと思います。池上先生、大久保先生はじめ、元保母会長の先生方、ありがとうございました。

池上 ありがとうございます。

司会 今日はいろいろな話しが出ま

りましたが、このままで、限ら

べページの中に入り切れません

ので、ある部分はカットさせてい

ただく、要約させていただか

とにありますので、ご了承下さい。

私も編集係の一員として、これ

らの問題は、なるべく将来のため

に有意義であるよう編集にして、

今後、神奈川県保育会が、全国の

保育会の模範となるような活動を

したいと思います。池上先生、大

久保先生はじめ、元保母会長の先

生方、ありがとうございました。

池上 ありがとうございました。

今後ににおける保育所のあり方

—中間報告抜粋—

保育所の増設に対する要請は依然衰えず、その運営内容についても改善充実を求める要望が強く寄せられている。保育所の運営については、幼稚園との関連も含めて基本的な問題を検討し、今後これに対する対応策を長期的かつ多面的な視野に立って考究すべきであると考えるものである。

このような観点から、昭和五十年十二月三日に開催された中央児童福祉審議会総会における審議の趣旨に沿って、審議を重ねてきたところであるが、現時点では最終的な結論を得るまでは至らなかつた。さしあたりこれまでの検討の結果を中間的にとりまとめたので、次のとおり報告する。

一、保育所が登場した契機は、わが国においても、また、諸外国においても、家計を維持するため母親が就労すること等により生じる保育需要に対応するためであつたが、近年においては、母親の就労は家計維持のために加えて、より高い水準の消費生活を志向するため、専門的技能

を生かすため、積極的な社会的活動の場を得るために等々極めて多様の動機に基づくものとなつており、この意味で現在の保育所に對する需要の中には、主體的な選択によるものも含まれているといえよう。

また、このような母親の就労をめぐる状況の変化のほかにも、幼児の教育についての意識の変化、核家族化の進行に伴う両親の育児に対する不安感の増加等が従来とは異なる保育所に対する需要を生みだす要因となる。

三、保育所は、従来は家庭における保育に欠ける乳幼児の保育を行なう施設として位置づけられてきた

施設を検討し、これらを有機的に連絡させる多様な選択が可能となるような方策の確立も検討される必要がある。

四、就労の意志はもとより十分に尊重されるべきであり、母親が就労の機会を生かすことができるように保育所等の社会的対応措置が十分に用意されることが望ましい。

この場合に、母親の就労にはその家庭の生計維持のため必須である場合と、いわゆる主体的な選択に基づいて行われる場合とが併存しているという事情を考慮し、均衡のとれた行政の係り方、費用負担のあり方等についても検討されるべきであろう。

③ 教育職員との均衡、調整を考慮し、長期的には資格要件の全部又は一部の相互切換が可能となるような方途を検討する。

なお、乳幼児の心身の健全な発達を図るために、保育に男性職員が参加することもある面においては望ましいことであり、また、職業のあり方としても男性に対し保育職員となる途が閉ざされるべきではないので、この点については早急に改善措置が講じられるべきであろう。
12ページへ

したがって、また、保育内容及び施設設備についても、今後その適切な改善向上が必要であり、保育所の運営について、熱意と高い識見を有する設置者と優れた資質と高い専門性を有する職員の確保、保育所の運営に必要な資産を十分に有すること等、適切かつ安定した経営の基盤が確保される必要があろう。

なお、保育所における乳幼児の心身の発達、特にその社会性の発達に及ぼす集団での保育効果については、年令差、個人差があるのでこれに対する対応方法については、きめ細かい配慮が必要とされよう。

① 保育職員に必要とされる資質とその専門的役割を明確にするとともに、その養成研修体制の改善充実、資格制度の設定など専門職として位置づける方向を検討する。

② 施設長、主任保母について、それぞれの職務と役割を明確にし、その資質の向上が図られるよう資格要件の設定、処遇の改善、研修方法等を充実する。

には、保育所の機能と役割を十分遂行しうるすぐれた資質と高い専門性を有する保育職員を確保することがまず重要であり、保育所の運営について、熱意と高い識見を有する設置者と優れた資質と高い専門性を有する職員の確保、保育所の運営に必要な資産を十分に有すること等、適切かつ安定した経営の基盤が確保される必要があろう。

次に点に留意していく必要がある。

昭和52年1月1日

現在秦野市は、人口一〇万六千で保育園は、公私立合せてようやく八ヶ所となりました。最近二、三の民間の有志の方々が新設の予定をたてておられますので近い将来一〇ヶ所にはなることと思いまやっと実現する訳です。

「人口一万に保育園」の願いが四年前より、市内に保育園長会及び保母会が出来ました。それぞれ会合を開き、協議、研修等を重ねながら機能を發揮しております。

市からの補助としては、毎年夏と暮に慰労金が支給されており市長係が各園をまわられます。他に市社協善意銀行により年末助け合い運動の一環として施設に対する援助があります。額は大きくなありませんが、園にとっては貴重なもので役立っております。今後も継続されるよう働きかけて行くことにしております。

昨年十二月に、市長の諮問機関として幼児保育審議会が出来、月回位の割合で審議会が開かれて

現在秦野市は、人口一〇万六千で保育園は、公私立合せてようやく八ヶ所となりました。最近二、三の民間の有志の方々が新設の予定をたてておられますので近い将来一〇ヶ所にはなることと思いまやっと実現する訳です。

「人口一万に保育園」の願いが四年前より、市内に保育園長会及び保母会が出来ました。それぞれ会合を開き、協議、研修等を重ねながら機能を発揮しております。

市からの補助としては、毎年夏と暮に慰労金が支給されており市長係が各園をまわられます。他に市社協善意銀行により年末助け合い運動の一環として施設に対する援助があります。額は大きくなありませんが、園にとっては貴重なもので役立っております。今後も継続されるよう働きかけて行くことにしております。

昨年十二月に、市長の諮問機関として幼児保育審議会が出来、月回位の割合で審議会が開かれて

秦野市の場合



项目あり、月中に第一回答申が示される予定です。此の秋より核論に入り審議がなさる等で、今年中には答申がまとまるものと見られます。

因みに保育園側より三名の委員が出ており、特に保育園に関する事項では大いに気を吐いて異なるものと期待されております。

(川上直之)

一足柄下地区

下郡地区園長会の活動の概要を次の通り報告します。園長会は、

公立七施設、私立四施設設計十一施設が纏り組織されており、会運営についても、全施設の園長さん方の御理解で会がすむすに運び大変なごやかな園長会です。またこの園長会の会長選出も数年前から一

つても、年一回以上実施して

いるがその実績は上らない。窓口

は市福祉事務所で公立や交通の便

利な處ではさほどでもない。

定例会は年一回以上実施して

けるのも自ら個々の確実的な保育

観及び思想を持っていたらため

に毎年このことについて実施して

おります。

三、その他園長会では保母さんの

永年勤続者については表彰を行な

っております。この主旨は、近年

共様き家庭の増加傾向に伴う保育

所及び心身障害児のための施設等

の増加及び児童福祉施設の増設に

より保母の需要は年々増大しつつ

あります。(この一年間ではものたりない

ことがあります。)

一、定例会等は四ヶ月に一度の割

合で行ない、また必要のつと開催さ

れます、その定例会には県保

育会の概況報告、事務局からの連絡事項、或は各地区施設長の意見交換等も行なわれます。

二、研修事業については、下郡三

町は観光の町であり、従業員対策等

で頭をなしまして、その

かたわら子供たちの保育をめぐつて保育者にも父母にもたくさん

願いや希望がある、保育の現場にはさまざまな悩みや困難が渦巻いています。こういう問題点を解決するには園長、保母が一体とななければ対処出来ません。そこで園長会としては年間行事として保母会と合同で研修会を十一月ごろに開催し保育者として保育の仕事の魅力ある感動を持っていただけます。

（川上直之）

交渉つゞく 法外扶助

職員配置基準問題

横浜市では昭和五十一年度の民間保育園三ヶ所で公私立格差の是正につとめて今日に至ったとは云え、そんなに簡単に行かない。

本には公立乳児園一ヶ所と私立保育園三ヶ所で公私立格差の是正につとめて今日に至ったとは云え、そんなに簡単に行かない。

間保育所への法外扶助費を決める

にあたって、公私間の給与の格差を是正するために、給与を公立な

みにするかわり、保母の受け持ち人員を公立なみにそろえての上で、支給するとの市の説明に、保育所

設置協、全国一般労組分会、民保間連絡会等が「保母定数改悪反対」を呼び市当局との交渉が続いている。

本市内には規模の大きい幼稚園が幾つもあり市民もその幼稚園教

育と保育園保育との本質的な理解に欠ける者が多いで、努めてその

鮮明を計らねばならない。

結論的に見て三浦市の人団は増加の一途を辿りつつあるのに保育園は之に伴はないので之を増設するか既設保育園の拡張をして多く

の園児の収容を容易にすべきであ

る」と熱望して止まない。

発展途上にある私共の保育事業を思う時、尚一層の努力が必要である。

（川名洋）

（松本芳夫）

育会の概況報告、事務局からの連絡事項、或は各地区施設長の意見交換等も行なわれます。

二、研修事業については、下郡三町は観光の町であり、従業員対策などで頭をなしまして、そのかたわら子供たちの保育をめぐつて保育者にも父母にもたくさん願いや希望がある、保育の現場にはさまざまな悩みや困難が渦巻いています。こういう問題点を解決するには園長、保母が一体とななければ対処出来ません。そこで園長会としては年間行事として保母会と合同で研修会を十一月ごろに開催し保育者として保育の仕事の魅力ある感動を持っていただけます。

（川上直之）

一三浦地区

以上下郡の概略を報告します。

（松本芳夫）

育会の概況報告、事務局からの連絡事項、或は各地区施設長の意見交換等も行なわれます。

二、研修事業については、下郡三

町は観光の町であり、従業員対策などで頭をなしまして、その

かたわら子供たちの保育をめぐつて保育者にも父母にもたくさん

願いや希望がある、保育の現場にはさまざまな悩みや困難が渦巻いています。こういう問題点を解決するには園長、保母が一体とななければ対処出来ません。そこで園長会としては年間行事として保母会と合同で研修会を十一月ごろに開催し保育者として保育の仕事の魅力ある感動を持っていただけます。

（川上直之）

る。

一方、市從民生支部は公立保育所における職員配置基準を巡って

昨年末より市当局と交渉中であり、公立父母の署名、集団陳情など、公・私保育園を取り巻くこの問題は、地方財政危機、国の福祉行政、

最低基準に発展するものではあるが、民間保育園の要求としては、①51年度は今まで通りの形で法外扶助を、②公民間の格差について話題合意の上で、ともあれこの記事が掲載される頃、市よりの公表がなされることであろう。

(横浜・藤田)

—藤沢地区—

藤沢市公私立園長会のうごき

当地区では公私立園長会と民間園長会二本立てで、あるときは公

私一本で、あるときは民間としての活動を積極的に進めている。

現在公私立では昨年に引き続いて子供と大人の二つの問題に分かれ研究が進められている。子供の方では幼児をとりまく諸問題、大人の方では職員の問題、保護者地域社会における大人の問題点をほりさげて今後の対応策を見出そうとしている。尚本年度特に民間として強い関心をもつておられる県民調

費のありかた、五十二年実施の複式簿記について勉強会を開くこと

になつておる。

人々に正しく理解してもらう目的である。

主催 川崎市社会福祉協議会

後援 川崎市

日時 昭和52年3月5日(土)

午後12時30分開演

会場 全園児全員の合唱、フ

オーケダンス、マスクゲーム等、保

母さん、お母さん、お父さんと会

場の全フロアを使って、文字通

話のこどものお祭りで、楽しい想

い出深い一日となろう。

園児にはお祭り用のお札を発行

し館内の模擬店で美味しい飲物、

食物が買えるようになっている。

そしてアトラクションは、ぬいぐ

るみ人形劇団「びっかり座」の出

演と、神奈川県警察音楽隊、バトン

ガール等、盛り沢山が用意されて

いる。

そしておみやげの記念品をもらつて、お祭りの幕を閉じることになつておる。

(鈴木栄一)

—川崎地区—

川崎市保育まつり

川崎市内の公私立保育園を今年卒園する園児全員が、川崎市立体育馆に集り、卒園を祝福し、樂しい一日を過すと、第三回川崎市保育まつりを開催することになつた。

新学期の小学校入学に胸ふくらませる卒園児とその保護者の有志

が一堂に集り、樂しかった保育園生活を通し、市内保育園園児同志の交流をはかり、さらに保護者を通し地域福祉の一端をになう保育園の社会的、教育的役割を地域の

社会福祉法人の新会計要領の発足

健全な社会福祉施設運営の確保を期するために、今般厚生省において、社会福祉各法による措置費支弁対象施設等経営する社会福祉法人の会計処理の標準として、「経理規程準則」を定め、昭和五十二年四月一日から実施することになった。

社会福祉法人の会計要領は、昭和二十八年にその大綱が示され、これによって会計処理が行われてきたが、実際の処理方法が不統一であること。

そして社会福祉施設の運営の基盤である措置費が、年々改善されかつ増額されている現在、一層適正な会計処理が望まれていることが、主な理由とされている。

なお、医療法に關係する肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び助産施設は、本準則の適用を除外している。

経理規程準則の基本的な考え方前提条件となつた主なものは次の諸点である。

①社会福祉法人の特質=社会福祉法人は、當利法人とは異なり、企業に適用されている会計基準をそのまま適用することはできない。法人は施設において入所者が生活

し、福祉サービスを得るために財貨が消費される場であり、消費経済に通用する会計原則を基本として、措置費等公的資金の収支を明瞭にし、法人の資金収支計算と財務報告が正確に実施できる会計制度とした。

②会計組織等の標準化=法人が經營する施設は多種類にのぼり、その経営規模も異なるほか同一法人が、二種類以上の施設を経営している等の形態も多岐にわたっている。これら法人会計事務を標準化するためには、会計の諸原則に準拠しながら、会計上の明瞭性を損ね範囲内で処理方法を単純化し統一的処理ができるよう会計組織の標準化が図られている。

③複式簿記の徹底=法人の経営基盤は公的資金に拠るところから、資金運用の顛末を明瞭にして報告し、法人の財産状態及び収支の状況を正確性の検証が容易な複式簿記の方が最も望ましいということから、会計は複式簿記によって行われる。

④資金の経理責任の明確化=準則において会計組織上の責任者の位置づけ及び事務手続過程における役割を明確にされている。





六、今後長期的な視野に立って、新しい保育所の理念と役割を求めていかなければならないが、今後の社会経済情勢の中では、乳幼児の健全な成長発達にとつて不可欠な教育及び養護の両面を有機的に組み合わせ、家庭の求める保育時間に彈力的に対応し得る保育所の機能は、ますます必要とされるであろう。また、新しい理念と役割を求めるに際しても、保育所がこれまで長年にわたって地域社会の中で根づいてきた実績と現状における保育所の機能と役割をふまえねばならない。又保育対策は次代を担う児童の健全な発達を図るうえで極めて大きな意味をもつたのである。この意味において保育所問題は、広く国民各層の間におりて幼稚園制度との関連も含めて十分な論議が積み重ねられよう。広く国民一般の間で合意が得られる改善案が求められる必要がある。

小田原市	めばえ横浜保育園
中戸川ユキ殿	桑原政子殿
横浜市	大綱保育園
小田原市	山王保育園
小田原市	瀬戸佳子殿

延してしまい誠に申訳ない。

(富田英雄)

諸原稿の集配は概ね順調に推移したのに、座談会の編集校正を目前にして、座談会の編集組

九月発刊予定の本号が大変遅

れる改善案が求められる必要がある。

廣く國民一般の間で合意が得ら

れる改善案が求められる必要がある。

ある。

</